

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年10月9日(火)午後3時から午後4時10分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員

(1) 農業委員 (17名)

1番	林 喜太郎	委員	2番	及川正義	委員
3番	金杉勝城	委員	4番	布施陽子	委員
5番	高品文敬	委員	6番	椎名寛	委員
7番	布施行雄	委員	8番	小林須美子	委員
9番	太田憲一	委員	10番	大木武一	委員
11番	鈴木茂	委員	12番	佐藤正剛	委員
13番	石田利之	委員	14番	安藤幸春	委員
15番	穴澤久男	委員	16番	伊藤栄治	委員
17番	渡邊弘仁	委員			

(2) 農地利用最適化推進委員 (11名)

19番	秋山菊次	委員	20番	布施利雄	委員
21番	加瀬安男	委員	22番	並木昭男	委員
23番	鎌形豊	委員	24番	山崎幸治	委員
25番	塚本繁雄	委員	26番	木原正勝	委員
27番	江波戸和男	委員	28番	八木正雄	委員
29番	石橋誠	委員			

4 欠席委員 (1名)

18番 伊藤輝夫 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 平成30年度第4次農用地利用集積計画(案)について

(別冊)

議案第2号 平成30年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見決定について

(別冊)

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 11件

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 5件

議案第5号 農地買受適格証明願について 4件

議案第6号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について 2件

- 6 事務局職員出席者
(農業委員会事務局) 事務局員 3名
(市産業振興課) 職員 3名

7 会議の概要

事務局 ただ今から平成30年10月農業委員会定例総会を開会いたします。
はじめに、伊藤会長から御挨拶をお願いいたします。

伊藤会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること
となっておりますので、以降の議事の進行は伊藤会長にお願いします。

議長 本日、出席農業委員は17名中17名で定足数に達しておりますので、
総会は成立しております。
これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題と
いたします。
お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名に
て御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、7番布施行雄委員、8番小林須美子委員を指
名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長 続きます。日程第2の議案第1号「平成30年度第4次農用地利用集
積計画(案)について」を議題といたします。なお、本議案については去る
10月5日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告につ
いて、農地銀行会長より報告をお願いいたします。

14番 本件につきましては、去る10月5日、午後2時より、市民ふれあいセ
ンター視聴覚室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容
につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく

農用地利用集積計画を定めるため、平成30年9月28日に匝瑳市から諮問のありました別冊の平成30年度第4次農用地利用集積計画(案)を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われま
す。計画案の詳細説明につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認決定されますよう御審議の程よろしくお願
いします。

議 長 農地銀行会長からの報告が終わりました。詳細について事務局から説明
をお願いします。

事務局 議案第1号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画案の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進
法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「平成30年度第4次農用地利用集積計画(案)について」、質
疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「平成30年度第4次農用地利用集
積計画(案)について」の採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第2号「平成30年度第3次農用地利用配分計画案に係る意
見決定について」を議題といたします。なお、本議案については去る10
月5日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、
農地銀行会長より報告をお願いいたします。

【農地銀行会長からの報告】

14番 本件につきましては、去る10月5日、午後2時より、市民ふれあいセンター視聴覚室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、平成30年9月28日に匝瑳市から諮問のありました別冊の平成30年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見について、を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われま
す。計画案の詳細につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認されますよう、御審議の程よろしく申し上げます。

議長 農地銀行会長からの報告が終わりました。詳細について事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第2号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用配分計画案の内容を説明】

以上の計画の内容は、耕作状況・従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

議長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第2号「平成30年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第2号「平成30年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」採決に入ります。
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議

題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号の番号1番、2番、10番及び11番は、所有権移転に関する件であります。番号3番から9番までは、利用権設定に関する件であります。

【議案第3号、番号1番から11番までを議案書を基に朗読】

番号1番から11番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。なお、この内、番号4番、5番、7番及び9番については、議案第4号の番号2番から4番までの一時転用許可に付随する案件であるため、議案第4号当該案件の知事の処分に併せて取り扱うこととなります。

議長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

1番 番号1番と2番について、互いの農地を交換し、作業の効率化を図るもので、意欲的に営農しており問題ないと思われま

5番 番号3番、6番及び8番の譲受人は同一です。譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま

番号4番、5番、7番及び9番の譲受人は同一です。周辺の営農条件に支障を生ずるおそれはないと思いま

11番 番号10番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま

8番 番号11番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」、採決に入ります。

原案のとおり決すると共に、番号4番、5番、7番及び9番については、知事の処分に併せて会長専決とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 【議案第4号、番号1番から5番までを議案書を基に朗読】

番号1番について、資材置場用地として、畑4筆計2, 233㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番から4番までの譲受人は同一です。申請地に営農型太陽光発電施設用地として畑3筆合計1, 577㎡の内3, 86㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号5番について、専用住宅用地として畑397㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

17番 番号1番について、申請地を公共工事の建設資材置場に計画するものです。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

5番 番号2番から4番までについて、申請地を営農型太陽光発電施設用地として計画するものです。農地区分については、農用地区域内農地です。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

11番 番号5番について、譲受人夫婦と子3人は、譲受人の両親と一緒に生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭となったため、申請地を譲受人家族が生活するための専用住宅用地として計画するものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外事項に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第5号「農地買受適格証明願について」を議題といたします。
なお、本件については、申請人が最高価格買受申出人又は次順位買受申出人となり、農地法第3条の規定による許可申請書を提出した場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き、許可相当とする旨付帯決議するものです。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第5号の議案書を御覧ください。

【議案第5号、番号1番から4番までを議案書を基に朗読】

番号1番から4番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から調査結果並びに補足説明をお願いします。

3番 番号1番と2番の申請者は同一です。申請者は意欲的に営農をしており、規模拡大を図るもので、労働力、通作距離などからみても問題ないと思われます。

番号3番と4番の申請者は同一です。申請者は意欲的に営農をしており、

規模拡大を図るもので、労働力、通作距離などからみても問題ないと思われます。

議 長 事務局及び担当地区委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第5号「農地買受適格証明願について」の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第5号「農地買受適格証明願について」採決に入ります。
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、左様決しました。

議 長 次に、議案第6号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 今月の農地のあっせん申し出は、2件でございます。
あっせん申出番号1番について、田3筆及び畑4筆を賃借したいとのことです。
あっせん申出番号2番について、畑2筆を売買または賃借したいとのことです。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認め議案第6号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、あっせん申出番号1番のあっせん委員に4番布施陽子委員、20番布施利雄委員を、あっせん申出番号2番のあっせん委員に3番金杉勝城委員、29番石橋誠委員を選出したいと考えますが、御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第6号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」採決に入ります。

あっせん申出番号1番のあっせん委員に4番布施陽子委員、20番布施利雄委員を、あっせん申出番号2番のあっせん委員に3番金杉勝城委員、29番石橋誠委員を選出することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって、あっせん委員は、左様決定いたしました。

議 長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知が6件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、
議案第1号 平成30年度第4次農用地利用集積計画(案)について (別冊)
議案第2号 平成30年度第3次農用地利用配分計画案に係る意見決定
について (別冊)
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 11件
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定につい
て 5件

議案第 5 号 農地買受適格証明願について 4 件

議案第 6 号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について 2 件

報告事項 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 6 件
でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成 30 年 10 月 9 日匝瑳市農業委員会の定例総会を閉会いたします。